

## 美幌町自治推進委員会について

### 1 委員会の設置目的及び役割

#### (1) 設置目的

自治基本条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況等を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため設置します。

#### (2) 役割

- ①自治基本条例に基づくまちづくりに関し、町長の諮問に応じて審議を行い答申します。
- ②自治基本条例に基づく制度及び条例の運用状況等について、自ら審議を行い町長に提言をします。
- ③審議会等の会議の公開に関する運用状況及びパブリックコメント手続条例の実施状況の報告を受けます。

#### 《美幌町自治基本条例抜粋》

(美幌町自治推進委員会)	
第 49 条	この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
2	推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。
3	推進委員会は、前項に規定するもののほか、 <u>自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。</u>
	(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
	(2) この条例の見直しに関する事項
	(3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
4	推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。
5	委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。
6	推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 《美幌町附属機関に関する条例抜粋》

美幌町自治推進委員会 (美幌町自治基本条例(平成 23 年美幌町条例第 8 号))	・美幌町自治基本条例第 49 条第 2 項に基づく町長の諮問事項の審議及び答申 ・美幌町自治基本条例第 49 条第 3 項各号に規定する事項の審議及び提言	10 人以内	・自治について識見を有する者 ・町内に住所を有する者、町内で働き又は学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者のうち公募に応じた者 ・その他町長が適当と認める者	2 年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部
--	--	--------	--	-----	---------------------------	-----

## 《美幌町審議会等の会議の公開に関する条例抜粋》

(運用状況の報告及び公表)

第8条 町長は、毎年1回、規則で定めるところにより、各実施機関によるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第49条に規定する美幌町自治推進委員会に報告するとともに、公表するものとする。

## 《美幌町パブリックコメント手続条例抜粋》

(実施状況の報告)

第16条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第49条に規定する美幌町自治推進委員会に報告するものとする。

## 2 審議事項

### (1) 基本原則の推進

自治基本条例に掲げられている3つの基本原則(「情報共有」、「参加」、「協働」)を推進するため、その手法等について調査審議を行います。

## 《美幌町自治基本条例抜粋》

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

### (2) 自治基本条例の検証

平成23年4月に自治基本条例が施行されて以降、この条例が時代の情勢に合致しているか、また、美幌町にふさわしいものであり続けているかなどについて調査審議を行います。

### 3 審議の流れ

